

4月1日
申請分から

津山市総合斎場施設使用料の改正

問い合わせ先 環境生活課 回32-2055

津山市総合斎場の施設使用料が改正されます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

施設使用料一覧表

種別	単位	金額 (円)			
		改正前		改正後	
		市内	市外	市内	市外
火葬等	大人	1体	12,000	45,000	改正前と同じ
	子人	1体	7,200	30,000	
	死産児	1胎	6,000	20,000	
	その他	1件	2,100	9,450	
告別式場	第1告別室	昼間 9:00~17:00	1回	10,500	21,000
		夜間 17:00~翌9:00	1回	15,750	31,500
	第2告別室	昼・夜間	1回	8,400	16,800
	和室	昼間	1回	5,250	10,500
夜間		1回	7,870	15,750	
祭壇等使用料 ※1	第1告別室	1仏 1回	15,750 12,600	31,500 25,200	25,000 50,000
	第2告別室	1回	-	-	10,000 20,000
	和室	1回	-	-	15,000 30,000
霊安室	24時間以内	1体	-	-	1,000 2,000
	超過使用料 ※2	1時間	-	-	50 100

<改正点>

○祭壇等使用料

- ・第1告別室で利用できる祭事用品（供物台など）が増えます
- ・第2告別室に法事・祭事用祭壇を設置します（精進落しの後、初七日法要などが行えます）
- ・和室に祭壇を新設します（密葬などが行えます）

○霊安室

- ・利用が出来ます

<適用時期>

4月1日申請分から

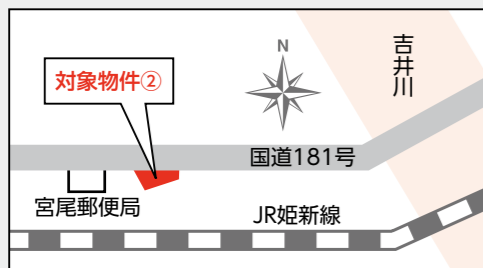
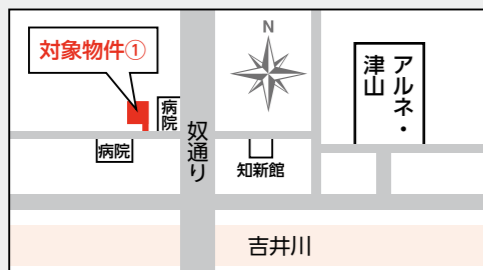


※1「祭壇等使用料」には祭壇のほかに周辺の祭事用品も含む

※2「超過使用料」は24時間を超えて使用した時間（1時間未満の端数は1時間とする）に掛かる使用料

市有地の売り払いを行います

問い合わせ先 財政課（市役所6階）回32-2021



No.	所在地	種別 (地目)	地積 (公簿)	最低売払価格 (予定)
①	南新座17-1	土地 (宅地)	773.20㎡	4,063万円
②	宮尾238-1	土地 (宅地)	127.21㎡	102万円

入札方法 一般競争入札

入札の受付期間 2月20日(月)~3月9日(金)

現地説明会 2月20日(月) 南新座 = 午前10時~11時、

宮尾 = 午前11時30分~正午

入札日 3月13日(火)

※詳しくは、お問い合わせください

◆改正料金単価表（消費税込み）

使用区分	使用水量 (m³) (2カ月につき)	単価 (円)		
		改正前	改正後	
一般用	基本使用料	2,624	1,680	
	従量制使用料	1~20		84
		21~40	157	147
		41~60	173	189
		61~100	194	231
		101~200	210	273
	201~1,000	236	294	
	1,001~	262	315	
湯屋用	1m³につき	36	42	
臨時用	1m³につき	183	273	

(例：一般用25m³使用の場合、2カ月分)

下水道使用料 = 基本使用料 + 従量制使用料
4,095円 = (1,680円) + (20m³ × 84円) + (5m³ × 147円)

◆使用水量別下水道料金表（消費税込み）

使用水量 (m³) (2カ月につき)	下水道使用料 (円)		
	改正前	改正後	増減額
0	2,624	1,680	△944
5	2,624	2,100	△524
10	2,624	2,520	△104
15	2,624	2,940	316
20	2,624	3,360	736
25	3,409	4,095	686
30	4,194	4,830	636
35	4,979	5,565	586
40	5,764	6,300	536
45	6,629	7,245	616
50	7,494	8,190	696
55	8,359	9,135	776
60	9,224	10,080	856
65	10,194	11,235	1,041

◆下水道事業の経営状況
下水道事業（公共下水道・農業集落排水）の経営は事業収入（下水道使用料）で事業経費を賄う「独立採算制」を原則としています。つまり、維持管理費や借入金の元利償還金などは下水道使用料で賄うことになっていきます。

市では、下水道事業を健全に運営するため、経費の節減に努めてきました。しかしながら、現行の料金体系ではこれらの経費を下水道使用料で賄うことができず、不足分の18%

◆使用料の改正
下水道事業の経営を多額の繰入金に依存していることは、税負担の公平性の観点から、下水道を利用できる人と利用できない人との間に行政サービスの格差が生じます。

また、一般会計の財政状況を圧迫することにつながるため、6月以降検針分から使用料の改正を行います。なお、新しい料金体系では基本使用料を引き下げ、1m³からの従量制

◆新使用料の適用時期
下水道使用料は下水道料金と同じく2カ月毎に行う水道メーターの検針を基に算定しています。検針時期により新料金の適用時期が異なります。

●偶数月検針の場合
6月検針分から

●奇数月検針の場合
7月検針分から

とします。（改正前は、2カ月当たり20m³までを基本使用料に含む）

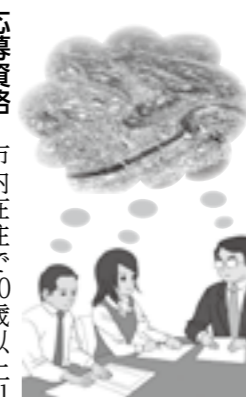
下水道使用料改正（6月以降検針分）のお知らせ

問い合わせ先 下水道課回32-2100

公募しています

津山市都市計画 審議会委員

市では、立案した都市計画を決定する前に、その案に関して調査・審議する法定機関として津山市都市計画審議会を設置しています。市民の代表としてこの審議会に参加しませんか。



応募資格 市内在住で20歳以上71歳未満の人
任期 委嘱日から平成26年3月31日まで
報酬 7100円以内
募集人数 4人程度（選考委員会で選定）
開催回数 年2回程度
応募方法 ①住所②氏名③年齢④職業⑤電話番号⑥都市計画についての意見をがきに記入して郵送
締め切り 3月19日(月)必着
問い合わせ先 〒708-8501津山市北5-20都市計画課 回32-2096